最終更新日：2018年11月26日

ＳＣＳＫ株式会社
代表取締役　社長執行役員　最高執行責任者　谷原　徹
問合せ先：IR部03-5166-1340
証券コード：9719
https://www.scsk.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任(CSR)を念頭に、株主を始めとする様々なステークホルダーを視野に入れた経営を実践していきます。かかる観点から、経営の効率性の向上と経営の健全性の維持、及びこれらを達成するための経営の透明性の確保が、当社グループのコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識した上で、当社に最も相応しい経営体制の整備・構築を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
当社は、当社事業の強化・拡充、ならびに当社の基本事業戦略の推進に貢献し、中長期的に当社企業価値・株式価値向上に資すると判断される取引先の株式等について、当社の資本コストを勘案の上、当社内で設定する投資収益指標を基準としてその取得・保有の実施を判断することとしております。
当社は、毎年、取締役会にて、政策保有株式について個々の株式の保有目的に合致しているか否かを確認するとともに、取引状況を把握し、また、当該企業の将来見通し等を検証の上、保有が当社企業価値・株式価値向上に資するか否かを都度確認しております。これらの取締役会における確認の結果、保有の合理性が認められない株式については、売却等処分することとしております。
なお、当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、上程された議案が当社の保有目的に合致しているか否か、また、当該企業のコーポレート・ガバナンス強化並びに当該企業価値・株式価値の向上に資するか否かを判断の上、政策保有株式に係る議決権を行使することとしております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引につきましては、法令及び社内規則により、事前に取締役会における承認を得ることとし、当該取引を実施した場合には、当該取引の状況等を定期的に取締役会に報告することとしております。なお、取締役会に先立ち、独立社外取締役及び独立した社外の有識者が委員の過半数を占めるガバナンス委員会に諮問し、また、監査等委員会の承認を得て取締役会に付議しております。
加えて、主要株主との取引につきましては、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様に、市場価格、原価率等を勘案して価格等を決定することとし、加えて、当該取引内容については、社内規則に従い稟議等により適切な承認手続きを得ることとしております。なお、主要株主との取引状況につきましては、定期的にガバナンス委員会に報告しております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、ＳＣＳＫ企業年金基金を通じ、当社と国内子会社の企業年金の積立金の運用を行っております。加入者、受給者に対する年金受給権の保護を図り、将来にわたって確実に年金・一時金の給付を行うことが出来るよう、適切な分散運用を行うとともに、基金には積立金の運用に関する専門的知識を有する人材を配し、実務や研修を通じた人材の専門性向上にも努めております。
モニタリングについては、運用受託機関から毎月運用報告を受け運用成績を確認するとともに、四半期ごとには運用成績に加え、運用プロセスと投資方針の整合性や、運用哲学、組織および人材等に変更が無いかなどを確認しています。
また、積立金の適正な運用を確保するべく、理事長の諮問機関として当社の財務、経理および人事部門の責任者で構成された資産運用委員会を設置し、政策的資産構成割合を含む基本方針の策定および見直し、運用受託機関の選任・評価等について協議を行うと共に、実際の運用状況を確認しております。加えて、意思決定機関である代議員会には事業主、加入者それぞれから同数の代議員を選出し、十分な議論の上で意思決定をおこなっており、企業年金の受益者と会社との間に生じる利益相反を適切に管理しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
当社は、情報開示は会社の意思決定の透明性・公平性確保の観点から重要な経営責務の一つであり、株主・投資家の皆様をはじめとする様々なステークホルダーに当社の経営に係る意思決定及び事業活動に対しての理解を深めていただくために、適時適切な情報開示を行うよう心掛けております。また、経営成績や財務情報等に関しての法令に基づく開示はもとより、当社が重要だと判断する非財務情報等（ガバナンスや社会・環境問題に関するESG要素を含む）につきましても、当社ホームページや統合報告書等の各種情報伝達手段を活用の上、積極的に開示を行うことを情報開示の基本方針としております。

また、情報開示にあたっては、有価証券報告書や四半期報告書等の法定書類、また、事業報告や統合報告書、及び決算関連資料といった各種情報開示資料の作成において、可能な限り丁寧かつ分かり易く内容を記載するよう心掛けており、これらの資料の英語版も作成しております。

なお、決算関連情報につきましては、将来の業績を予測するために必要となる受注情報や、事業実態をより端的に示す業種別売上高・セグメント別売上高について、過去分を含めて四半期ごとに情報開示を実施しており、加えて、コスト分析に有用と考える原価明細について、過去分を含めて半期ごとに決算補足資料において情報開示を行っております。さらに、設備投資等の事業投資関連の情報開示も行う等、株主・投資家の皆様に当社に対する理解を深めていただくよう、積極的かつ多面的な情報開示を心掛けております。

（1）経営理念、経営戦略、経営計画

2011年10月の合併時に、SCSKとしての経営理念「夢ある未来を、共に創る」を策定し、併せて従業員の行動規範となる「Challenge」「Commitment」「Communication」といった行動指針を定め、経営努力を行っております。なお、経営理念及び行動指針につきましては、当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。(https://www.scsk.jp/ir/management/vi.html)

当社は、2016年3月期を始期とする5ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。本計画期間を当社が業界トップクラスの企業へ向かう第2ステージと位置づけ、合併以降築き上げた高い収益性を成長の基盤として、「サービス提供型ビジネスへのシフト」「時代の変化を捉えた戦略的事業の推進」「グローバル展開　第2ステージ」を基軸の戦略として推進することで、中期的に高収益体質を実現し、企業価値・株式価値のさらなる向上を図るべく鋭意推進中であります。なお、中期経営計画の具体的内容につきましては、当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。
(https://www.scsk.jp/ir/management/mid _ term.html)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する考え方と基本方針
本報告書の「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の決定方針と手続
経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬に関する方針や手続き、算定基準、個別の額等については、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会に諮問し、また、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会にて決定しております。なお、算定基準については当社の事業規模や人材確保の観点を勘案し、個別の報酬の額については個人の実績及び会社業績を加味しております。
また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会において、協議され決定しております。

(4) 経営陣幹部および取締役の選解任と手続
経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を除く)の選解任については、当社の経営陣幹部又は取締役として必要な知識、経験及び実績を具備していること、取締役会で建設的な議論ができること、優れたマネジメント能力を有し、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること、業務執行取締役については分掌分野に十分な知見を有すること等を基準に、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会に諮問し、また、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会にて選解任を決定しております。
加えて、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員である取締役として専門的な知識、経験等を有し、客観的な見地で監査できること等を基準に、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会に諮問し、また、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定しております。
さらに、社外取締役候補者の決定に当たっては、上記に加えて、企業経営やITサービス産業に関する専門的かつ広範な知識を有していること等を主たる基準としております。

(5) 経営陣幹部および取締役の選解任理由
個々の経営陣幹部および取締役候補者の選解任理由の詳細については、株主総会に係る「招集通知書」の株主総会参考書類をご参照ください。

【補充原則4－1－1　取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】
執行と監督の分離の観点から、取締役会は、重要な業務執行の意思決定の一部を代表取締役に委任しています。具体的には、取締役会において案件の性質及び金額等を基準として決裁に係る社内規程を定め、重要な業務執行以外は、代表取締役及び執行役員等に決裁権限を付与しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則4－11－1　取締役会のバランス規模等、取締役選任に関する方針・手続き】
当社の連結ベースでの事業規模の大きさ、事業分野の種類、及び各分野に関する専門性等を考慮し、多様性に配慮しながら取締役会メンバーの構成・規模を決定しております。

【補充原則4－11－2　取締役の兼任の状況】
取締役及び取締役候補者の重要な兼職の状況につきましては、株主総会に係る「招集通知書」の株主総会参考書類及び事業報告、並びに有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示を行っております。

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性評価】
当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。
自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら、2018年2月に取締役会の構成員であるすべての取締役を対象にアンケートを実施しました。なお、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保し、外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、2018年5月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。
その結果の概要は以下のとおりです。

　アンケートの回答からは、報酬体系や報酬制度の監督、内部統制やリスク管理体制の構築・監督、また、取締役への事前の資料の提供、事前の説明等の運営面全般については、おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。

　一方で、サクセッションプラン、取締役に対するトレーニング、社外取締役間での意見交換などについての意見が出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化などの課題についても共有いたしました。

　今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4－14－2　取締役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また、就任後も継続的に、当社グループの企業経営に関する必要な知識を習得できるよう、取締役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を提供しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主・投資家の皆様との間で建設的な対話を積極的に行っております。

株主･投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制としましては、取締役であるIR担当役員を置き、当該役員を中心に、当社の企業活動について適時適切に株主･投資家の皆様に対し情報開示を行うべく、社内の体制を構築するとともに、実際の対話にあたっては可能な限り、当該役員における株主･投資家の皆様との直接の対話を推進しております。

上記原則3-1でご報告した通り、多種多様な情報提供をもとに、株主･投資家の皆様との対話を促進するための取り組みとして、決算説明会を年4回開催しており、また当社に対する事業面での理解を深めていただくことを目的にした事業及び事業戦略説明会を必要に応じて企画･実施している他、国内外でのIR活動を積極的に行っております。特に海外においては、欧州や米国および香港やシンガポール等のアジア地域の機関投資家向け海外IRの実施、さらには、証券会社主催の海外機関投資家向け投資カンファレンスへの参加等により、投資家との対話に努めております。
国内外の株主･投資家の皆様との対話において把握したご意見などについては、適時適切に経営層にて共有し、当社の事業企画に役立てております。
なお、株主･投資家の皆様との対話の際には、法令及び社内規程「内部者取引管理規程」の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友商事(株)	52,697,159	50.65
日本トラスティ･サービス信託銀行(株)(信託口)	5,485,500	5.27
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,739,500	2.63
ＳＣＳＫグループ従業員持株会	2,506,252	2.41
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC /ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS(常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部)	1,666,964	1.60
(株)アルゴグラフィックス	1,015,500	0.98
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT(常任代理人(株)三菱東京UFJ銀行)	969,708	0.93
BNYM TREATY DTT 15(常任代理人(株)三菱UFJ銀行)	923,236	0.89
資産管理サービス信託銀行(株)(証券投資信託口)	894,300	0.86
日本トラスティ･サービス信託銀行(株)(信託口5)	865,200	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	住友商事株式会社　(上場:東京、名古屋、福岡)　(コード)　8053

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報･通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である住友商事株式会社に関しまして、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件で行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応します。また、該当取引の状況については、独立社外取締役及び独立した社外の有識者が委員の過半数を占めるガバナンス委員会に定期的に報告することにより、その公正性を担保しております。

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

⑴ 当社親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について

①親会社との関係の概要

住友商事(株)は当社議決権の51.1%を所有する親会社であります。
当社は親会社の企業グループの中でITソリューション事業の中核企業に位置付けられており、
親会社及びその企業グループの多くから情報システムの構築、保守、運用業務を受託しております。

②親会社との取引内容の概要

当社の2018年3月期における住友商事(株)に対する売上比率は4.6%となっております。
事業活動における親会社からの制約はなく、また、取引条件も、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と
同一としており、一定の独立性が確保されていると認識しております。

③親会社との人的関係の概要

人的関係につきましては、親会社から4名が当社取締役に就任しており事業基盤の強化・拡充を図っております。
なお、事業展開における業務執行上の重要事項は、取締役会で合意の上決定されており、
上場会社としての当社の経営判断につきましては、自主性・独立性が確保されております。

⑵ 当社上場子会社の独立性に関する考え方・施策等について

当社は、上場子会社として、株式会社ベリサーブ(東証第一部)、株式会社JIEC(東証第二部)を有しています。
当社は、当該子会社の独立性を尊重するとともに、グループとして尊重すべき価値観の共有を図っています。なお、
当該子会社との取引に関しましては、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松田　清人	他の会社の出身者								△			
矢吹　公敏	弁護士											
中村　雅一	公認会計士											
白石　和子	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田　清人		○	過去に当社の取引先であるみずほ証券株式会社の業務執行者でありましたが、退任してからすでに5年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との取引額は同社の連結営業収益及び当社の連結売上高のいずれも1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督機能の維持・向上をするに適任であると考え、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはない方と認識しており、独立役員に選任しております。

矢吹　公敏	○	○	―――	弁護士としての専門的な知識･経験等を有しており、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うに適任であると考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはない方と認識しており、独立役員に選任しております。
中村　雅一	○	○	―――	公認会計士としての専門的な知識･経験等を有しており、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うに適任であると考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはない方と認識しており、独立役員に選任しております。
白石　和子	○	○	―――	国際情勢に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うに適任であると考え、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはない方と認識しており、独立役員に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補佐する使用人を監査部内に配置しております。
監査部は監査等委員でない取締役から独立した組織として、監査部に所属する使用人は監査等委員会の指揮命令に従い職務を遂行しております。また、監査等委員会は、監査部に所属する使用人の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席等を行い、監査等委員会の活動の効率化と質的向上を図っております。

また、監査等委員会は、内部監査を実施する監査部から監査の計画及び結果について適時に報告を受ける等、効率的な監査を行っております。

当社は会計監査法人として有限責任 あずさ監査法人を起用しております。また、
同監査法人に対して以下の報酬等(2017年度)を支払っております。

(1) 当社の会計監査人に対する報酬等の額　165百万円
(2) 当社及び当社連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　242百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分して おりませんので、(1) の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
(注)2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任・不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。
また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会や取締役において意思決定をするに当たり、当社と当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされ、公正性と透明性を確保していくため、取締役会等の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会は、以下の事項について審議し、取締役会等に答申を行うこととしております。
①会社と取締役との間の利益相反を伴うおそれのある取引で、会社法上取締役会の承認を必要とする事項。
②会社と関連当事者との取引であって、取締役会における意思決定の公正さを確保するために必要であるとして取締役会等が諮問する事項。
③取締役及び執行役員の選定基準及び選任プロセスに関する事項、並びに取締役の選任及び解任。
④取締役及び執行役員の報酬に関する事項。
⑤その他取締役会における意思決定の公正性を担保するために必要であるとして、取締役会等が諮問する事項。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2011年度以降、役員賞与につき、業績に連動する処遇の仕組みを導入しております。また当社は2010年度まで、当社の取締役及び執行役員の意欲や士気を高め、更なる収益拡大と体質強化を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しておりましたが、2011年度からは新たなストックオプションの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社役員報酬の開示は取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役に区分して表示しております。
2017年度における当社の取締役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。なお、（）内は社外取締役に関するものです。

取締役（監査等委員である取締役を除く）　19名 ･･･424百万円（2名･･･10百万円）
上記の報酬等の総額の内訳は以下のとおりであります。
1　基本報酬･･･329百万円（10百万円）
2　賞与　　･･･69百万円（―）
3　その他 ･･･25百万円（―）

監査等委員である取締役　7名 ･･･87百万円（6名･･･71百万円）
上記の報酬等の総額の内訳は以下のとおりであります。
1　基本報酬･･･84百万円（68百万円）
2　賞与　　･･･―（―）
3　その他 ･･･ 1百万円（1百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員の報酬等の上限額を定時株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬はその上限額の範囲内で支給することとしております。なお、2016年6月28日開催の定時株主総会決議により、1事業年度の役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。
役員報酬限度額　取締役（監査等委員である取締役を除く）（社内）　960　百万円
（1事業年度）　取締役（監査等委員である取締役を除く）（社外）　40　百万円
監査等委員である取締役　150　百万円

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会にて決定しております。
加えて、監査等委員である取締役に対する報酬については、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。
なお、当社は、2007年6月27日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対して、取締役会の資料の事前送付を行い、議題の内容等につき事前説明の機会を設けております。また、監査等委員である社外取締役を補佐する使用人を監査部内に配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件（常勤･非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

2018年3月末日をもって当社は代表取締役社長等を退任した者が就任する相談役･顧問等の制度を廃止しました。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

1．業務執行の方法
（1）取締役会の状況
当社取締役会は2018年６月26日現在、独立社外取締役4名を含む12名の取締役で構成され、経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行っています。なお、当社は、会社法第427条第１項及び定款第29条第２項の定めに基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く）との間で、責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

（2）執行役員の状況
当社における執行役員制度は2005年１月１日より導入され、当制度において当社執行役員は、取締役会により決定された経営方針に従い、会長執行役員 最高経営責任者及び社長執行役員 最高執行責任者の指揮命令のもと業務執行を担うものと位置づけております。

当制度の導入により、取締役会が経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督を一元的に担うことが明確になり、また、取締役会によるより迅速な経営方針の決定とより効果的な業務執行の監督体制が整備･強化され、当社コーポレート･ガバナンスの一層の充実に貢献しております。

(3) 経営会議の状況
経営の監督と執行を分離し、日常的な業務執行の権限と責任を会長執行役員 最高経営責任者及び社長執行役員 最高執行責任者以下の執行役員が明確に担う体制とすることで、一層のコーポレート・ガバナンスの強化、ならびに業務執行力の強化を図ることを目的に、業務執行上の重要事項に関する会長執行役員 最高経営責任者及び社長執行役員 最高執行責任者の諮問機関として、執行役員等から構成される経営会議を設置しております。

2. 監査・監督の方法
(1) 監査等委員会の状況
当社の監査等委員会は、独立社外取締役3名を含む4名の取締役で構成され、内部統制システムを利用した組織的監査を行うとともに、独立的・客観的立場から業務執行の監査・監督を行っております。なお、監査等委員である取締役のうち1名については、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査等委員は、取締役会に出席するとともに、原則として毎月、監査等委員会を開催して意見の交換を行っております。
また、常勤の監査等委員は、経営会議等の重要な会議への出席、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人からの職務の執行に関する事項の報告、重要な決裁書類等の閲覧のほか、子会社の監査役等との連絡会を行うなどにより、情報の収集と監査等委員会における情報の共有に勤めております。

(2) 2018年3月期における会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名	前野充次、神塚勲、三上伸也
所属する監査法人	有限責任 あずさ監査法人
提出会社に係る継続監査年数	該当事項はありません。
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士12名、その他13名

3. 社外取締役に関する事項
当社は、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上のため、一般株主との利益相反のおそれのない独立社外取締役を継続して選任しております。広範な事業活動を通じた経営判断力を有する社外取締役は、取締役会に出席し、企業価値最大化に向けた提言を行っております。

4. 監査等委員である取締役の機能強化に関する取組状況
当社は、監査等委員である取締役については、これまでの業務経験などから監査業務を行うに相応しい見識・能力を有すると考えられる方を選任しております。さらに、監査等委員会の職務を補佐する使用人を監査部内に配置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年6月28日より、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めるため、監査役会設置会社から、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行しております。なお、当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つである経営の効率性の向上と経営の健全性の維持、及びこれらを達成するための経営の透明性の確保のためには、上記2. に定める体制を一層強化・充実することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性をあげることが、最も合理的であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年３月期　定時株主総会につきましては、総会開催日の22日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて株主総会開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性向上を図ることを目的に、議決権行使サイトを設け、インターネットによる議決権行使を行えるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性向上を図ることを目的に、議決権行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知書の英訳を招集通知書発送日前に当社ホームページおよび議決権行使プラットフォームに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、四半期決算ごとにアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、期末決算、第２四半期決算は代表者が説明を行っております。また、第１四半期決算、第３四半期決算はネットカンファレンス形式で開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、欧米及びアジアの機関投資家を定期的に訪問し、説明を行っております。また、IR関連資料については、ホームページで英語による開示も行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.scsk.jp/ir/index.html）において、決算短信や決算説明会資料、決算補足資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主報告書、統合報告書などの資料を掲載しており、また決算説明会や株主総会のストリーミングを配信しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	規則(ＳＣＳＫコンプライアンスマニュアル等)に基づき、役職員の全員に対してステークホルダーの立場を尊重すべきことを徹底しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、CSRを担当する部署を設置し、社会的責任を考慮した活動の企画、実施やグループ会社を含む全社への浸透、あらゆるステークホルダーとのコミュニケーションの推進に取り組んでいます。2015年には、社会的責任に関する手引きISO26000の７つの中核主題などを参考に、社会からの要請および経営面への影響を考慮し、CSRの重要テーマ（「お客様と共に創る豊かな社会」「働きやすいやりがいのある会社」「パートナー企業と提供する安心・安全なITサービス」）を設定し、ステークホルダーの価値創出に向けて取り組んでいます。 環境保全活動については、ほぼ全ての事業所、データセンターにおいて環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得し、事業活動を通じた環境の改善、省資源・省エネルギーに努めています。 これらCSR活動に関する詳細は、当社ホームページをご参照ください。 https://www.scsk.jp/corp/csr/index.html

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性の確保がコーポレート･ガバナンス上重要との認識の下、顧客、従業員、株主、パートナー企業や地域社会等の各ステークホルダーに対して重要な会社情報についての提供を適時、適切に行っております。また、統合報告書を発行し、当社ホームページには、統合報告書に加えてより詳細なデータを掲載しております。
その他	<女性の活躍推進に関して> 当社は多様な人材が能力を最大限発揮できることが企業の成長につながるとの考えから「働きやすい、やりがいのある会社」作りに取り組んでおります。 ライフステージに合った働き方を実現し、すべての社員が安心して働ける職場作りを進めており、女性社員においては活躍推進のための取り組みを強化しております。女性の積極的登用の目標として「女性ライン管理職100名」を掲げ、人材育成とキャリア開発支援の取り組みを進めております。 また、2018年4月1日現在では、社外取締役1名、執行役員1名、部長級13名、課長級66名の女性が登用されております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」といいます。）に関する基本方針並びに体制整備に必要な事項について次のとおり決議いたしております。
なお、当社は、現状の内部統制システムを確認すると同時に、継続的な見直しによって、その時々の要請に合致した、優れた内部統制システムの構築を図っております。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令等遵守の徹底に努めております。
・当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。
・当社は、取締役会及び取締役の監督機能を強化するため、執行役員制度を採用するとともに、独立した社外取締役が取締役会議長を務めることにより、取締役会及び取締役による監督機能と執行役員による業務執行機能とを分離しております。
・当社は、経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しております。
・内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として監査等委員会直属の監査部を、また、内部統制システムの強化を推進し、その運用を支援するための体制としてリスク管理部を配置しております。
・法令等の遵守に関する規程を含む社内規則を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、また、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、社内各層に周知することにより、法令等遵守の徹底を図っております。
・法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、コンプライアンス委員長、監査等委員会及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接、連絡できるルートを確保しております。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等通報者の保護を徹底することを定めております。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

・取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

・当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識、評価する仕組みを定め、関連部署においてリスクを予防するための規則、ガイドライン等の制定、管理、運用、監視等の実施により個別リスクに対応する仕組みを構築しております。
・会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、緊急事態対応規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。
・情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

・取締役のより効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、業務執行の責任と権限を明確にしております。
・経営上の重要事項に関する会長執行役員 最高経営責任者（以下「会長」といいます。）・社長執行役員 最高執行責任者（以下「社長」といいます。）の諮問機関として経営会議を、また、特定の経営課題に関する諮問機関として各種委員会を設置しております。
・取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備しております。

5．当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

・親会社及び子会社との緊密な連携のもと、当社は、企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。
・当社は、「経営理念・行動指針」を定め、経営理念の共有を図るとともに、子会社管理規程に基づいて、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項または当社への報告事項としております。
・当社は、上記の決裁・報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底しております。
・当社は、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築しております。
・子会社においても、当該会社自身のコンプライアンス委員会の設置等、当社と同様に法令等を遵守するための体制を整えるよう指導しております。
・当社のコンプライアンス委員会では、子会社を含むグループ全体のコンプライアンスに関する事項を審議し、また、内部通報制度においては、子会社の取締役、監査役及び使用人からも直接に通報が行えるなど、子会社との連携を図り、グループ一体の運営を行っております。

6．当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について

・監査等委員会の職務を補佐する使用人を監査部内に配置しております。

7．第6項の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項について

・監査部は監査等委員でない取締役から独立した組織としております。
・監査等委員会は、監査部に所属する使用人の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。

8．第6項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査部に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、職務を遂行しております。

9．当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について

・監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）は、経営会議その他の重要な会議に出席しております。
・会長・社長を含む主要な監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員と定期的に会合を行い、監査等委員会との意思疎通を図っております。
・職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告されるほか、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行っております。
・内部通報制度においては、監査等委員会も直接の窓口になっております。

10．当社の子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制について

・子会社管理規程に基づく決裁・報告事項のうち、あらかじめ定められた事項は、監査等委員を経由して監査等委員会へも報告されることになっております。
・当社は、グループ共通の内部通報制度を設けており、子会社の取締役、監査役及び使用人からの通報については、当社の監査等委員会も直接の窓口になっております。

11．第9項又は第10項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

・当社及び子会社のコンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されております。

12．当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について

・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

13．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

・子会社の監査等委員でない取締役は、当社の監査等委員会が、その職務を適切に遂行するため、当社及び子会社の監査等委員又は監査役との意思疎通、情報の収集・交換を図っております。
・当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会が制定した監査等委員会規程に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないとする「反社会的勢力・団体との関係不保持」を基本方針として定めております。
・当社のコンプライアンスについて規定したコンプライアンスマニュアルにおいて、コンプライアンスに関する具体的な規範の一つとして反社会的勢力・団体との関係不保持を定めております。
・反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めております。
・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
当社は、経営の透明性の確保がコーポレート･ガバナンス上重要であるとの認識のもと、この透明性確保の一環として、次の会社情報の開示に関する実施体制を整備し、適時･適正且つ公正な情報開示の実施に取り組んでおります。

1．法務･総務･広報･ＣＳＲグループ、IR･財務･リスク管理グループ、経理グループ、経営企画グループ、人事グループは、開示対象となる情報を適宜収集し、開示スクリーニングと開示案の作成を行います。
2．社長執行役員の承認を受け、情報の管理･開示を統括する情報取扱責任者が開示要否と開示内容を確認します。
3．必要に応じて取締役会の承認を経て、情報取扱責任者が会社情報に関する開示を実施します。

コーポレート･ガバナンス体制図

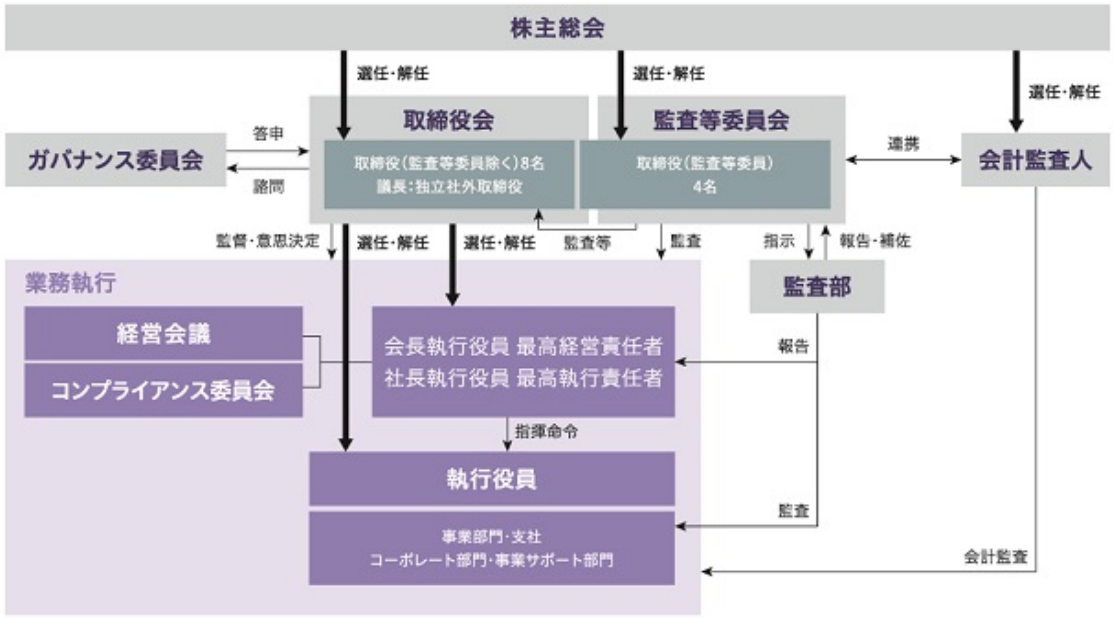

適時開示実施体制図

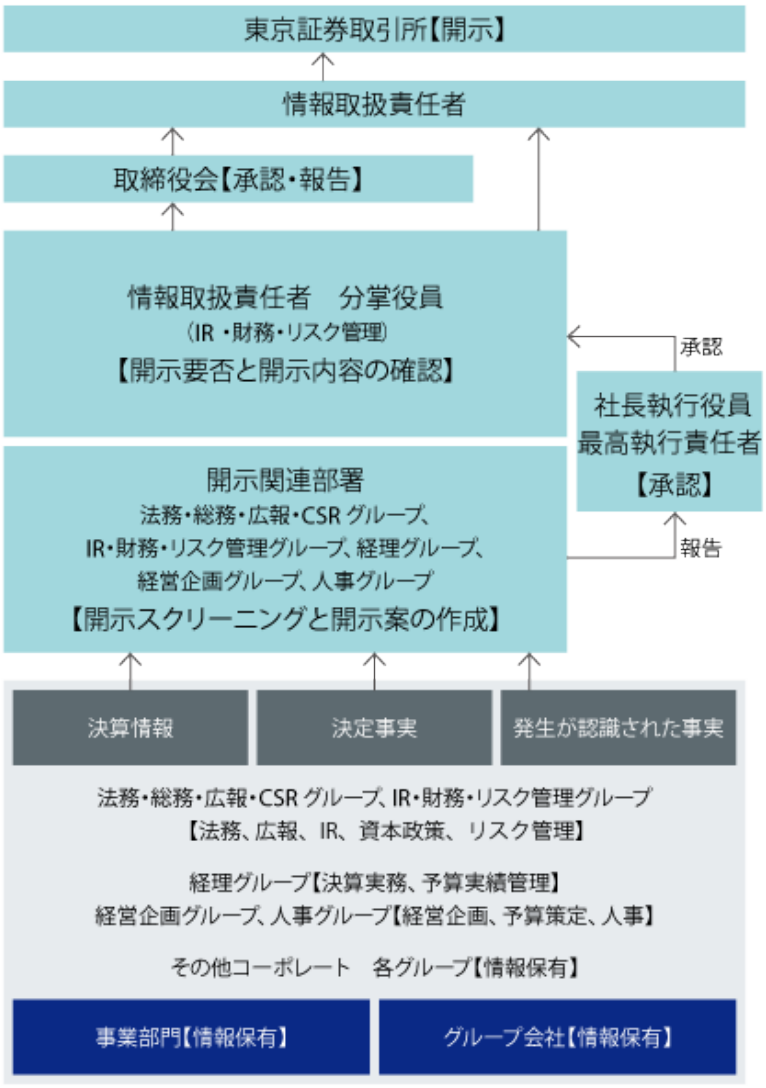
東京証券取引所【開示】
情報取扱責任者
取締役会【承認・報告】
情報取扱責任者　分掌役員
(IR・財務・リスク管理)
【開示要否と開示内容の確認】
承認
社長執行役員
最高執行責任者
【承認】
開示関連部署
法務・総務・広報・CSR グループ、
IR・財務・リスク管理グループ、経理グループ、
経営企画グループ、人事グループ
【開示スクリーニングと開示案の作成】
報告
決算情報
決定事実
発生が認識された事実
法務・総務・広報・CSR グループ、IR・財務・リスク管理グループ
【法務、広報、IR、資本政策、リスク管理】
経理グループ【決算実務、予算実績管理】
経営企画グループ、人事グループ【経営企画、予算策定、人事】
その他コーポレート　各グループ【情報保有】
事業部門【情報保有】
グループ会社【情報保有】